

新	旧
(工事の施行) 第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、管理者が他の市町村長等又は他の市町村長等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者又は他の市町村長等が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 (給水の原則) 第14条 管理者は、災害等、公益上その他やむを得ない事情又は法令及びこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止してはならない。 2・3 略	(工事の施行) 第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 (給水の原則) 第14条 管理者は、<u>非常災害、水道施設の損傷、</u>公益上その他やむを得ない事情又は法令及びこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止してはならない。 2・3 略